平成２６年（フ）第５２号
岐阜県高山市新宮町3770番地25
債務者　永井　　茂
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２１３５号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地６棟704号
債務者　大野　克之
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２６１号
北海道江別市いずみ野15番地の15
債務者　中村　　聡
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　朱美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
新潟県佐渡市千種丙218番地８
債務者　座主　昭一
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　佳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第５３号
横浜市鶴見区生麦３丁目７番６号　松浦ビル403
債務者　高野　和純
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２４号
岐阜市諏訪山１丁目10番27号、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原吉野町２丁目87番地２
債務者　松川　　剛
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４５号
山口県周南市大字須々万本郷1803番地の５
債務者　重永　昌彦
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９４５号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番18―406号
債務者　藤代　伸彦
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５０号
北海道恵庭市黄金北３丁目５番地12　プレステージガーデンＢ号
債務者　齊藤美菜子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６８号
札幌市北区拓北７条３丁目９番12号　メイユール７・３―101号
債務者　伊藤　良昭
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６９号
札幌市北区拓北７条３丁目９番12号　メイユール７・３―101号
債務者　伊藤　文子（旧姓作佐部）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４７号
札幌市西区西野３条２丁目４番３―201号
債務者　工藤　咲枝
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８４号
札幌市手稲区曙１条２丁目２番20―107号
債務者　北村ひとみ
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０７号
北海道江別市大麻園町23番地　大麻園町団地６号棟405号室
債務者　菊地美由樹
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２５号
札幌市白石区菊水３条４丁目２番７―403号
債務者　細谷　英二
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２７号
札幌市北区屯田６条６丁目４番６―202号、住民票上の住所札幌市手稲区新発寒４条５丁目14番３号　ハイツライラック202号
債務者　箱石　憲法
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２７９号
札幌市西区発寒12条３丁目１番14号　コーポ前川101号
債務者　中畑　浩士
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部